

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	自然公園法	法令番号	昭和 3 2 年法律第 1 6 1 号				
手続名	普通地域内における行為の禁止・制限及び措置命令（国定公園）	根拠条項	第 3 3 条第 2 項				
処 分 基 準	<p>1 処分は、「玄海国定公園普通地域及び佐賀県立自然公園普通地域内における措置命令等に関する処分基準」（平成 1 3 年 6 月 2 2 日制定）によるほか、自然公園の風景を保護するために必要と認める場合に行うものとする。</p>						
対応 区分	<p>1 聴聞の実施</p> <p>2 弁明の機会の付与</p>	処理 機関	市町（2 以上の市町の区域にまたがる場合は有明海再生・環境課）	交付 機関	市町（2 以上の市町の区域にまたがる場合は有明海再生・環境課）	目次 No.	